

我が国の政府開発援助について

小倉 收

目次

- 一はじめに
- 二政府開発援助の歴史
- 三政府開発援助の現状および実績
- 四政府開発援助の問題点
- 五政府開発援助の目的および必要性
- 六むすび

一はじめに

イギリスのオリバー・フランクスが、南北問題という用語を初めて用い、経済格差を是正する為に資本主義諸国は、^①南の世界、すなわち低開発国^②の開発に対する援助をその対外政策の要とすべきである、との発言をして一〇余年を経た今日に於いても、後述するように南北問題は一向に解決されず、むしろますます複雑の度合いを増大させつつある。

現在、北すなわち先進工業諸国は、世界の人口の四分の一を占めるのみであるが、世界の五分の四の所得を有しており、南すなわち発展途上諸国は、約一六〇か国の独立国^③のうち、一三〇か国余りを占め、しかもその人口は、世界

の四分の三を有しながら、約半分の領土にひしめき合い、世界の総所得のわずか四分の一に依つて生きており南北の所得は約一対一、三となつていて⁽²⁾。さらに、北では平均的な人々は、七〇余年の寿命が期待できるし、人々は飢えることなく、少なくとも中学校程度までの教育を受けることができるが、南の国々では、人々の大部分は、五〇余年の寿命が期待できるのみであり、最貧困国では、子供四人のうち一人は五才に達する前に死ぬ状況にあり、南の人々の五分の一あるいはそれ以上の人々が飢えと栄養不足の状態にあり、その半数の人々は、読み書きを学ぶ機会すら与えられない状態にある。⁽⁴⁾

また、世界経済の規模は、一一兆ドルにも達し、全世界の人々に十分に行きわたるだけの食糧の生産能力を持ちながら、現実には七億五〇〇〇万人の人々が飢えに苦しんでいるし、毎年八〇〇万人の子供たちが苛酷な栄養失調で死んでいるのである。⁽⁵⁾ 每年わずか一〇一一〇億ドルの援助があれば、少なくともその半数の生命を救うことができると言われるが、実際にはこのわずかな援助を心持ちにしながら死んでいっているし、しかもこのように飢えに苦しむ國民を抱える発展途上国は、経済の停滞と所得の減少にあえぎながら、毎年一二五〇億ドルにものぼる対外債務の返済に追いまくられてい⁽⁶⁾る。

以上のように、富裕な先進工業諸国と貧困国を分かつギャップがあまりにも大きい為に、その両端に住む人々にとつては、それぞれ別の世界に住んでいると思われる程であり、また世界経済が單一体であつて、「北」と「南」は、相互に依存していることに対する新たな認識が生まれつつある今日に於いて、このような不均衡が存在し、ある観点から見れば、むしろ拡大しつゝあることは現代の世界が直面する大きな矛盾の一つであるとも言えるのである。これら南北の差異の背景にあるものは、言うまでもなく、南北間の経済力の根本的な不均等であり、これらの不均衡を縮

少し、不平等を取り除く為に、まず先進工業国による援助政策が必要となることは言うまでもない。つまり貧しい人々が、工業および技術の時代に向かって、それぞれのやり方で前進することを助け、そのことによつて世界が、持てるものと持たざるもの、恵まれたものと恵まれざるものとに、ますます分かたれることのないようにし、さらに資本不足や恒常的な国際収支の赤字等々を解消するにも、多大なる経済援助が必要となるのである。

民間資本と政府信用（その他の政府資金）は、商業的目的から動く場合が多く、それらは、先進工業国間に於いて資本移動が行なわれるのと同様で、発展途上国への資金の流れではあっても、眞の“援助”としての性格を持つものではない。本来、経済協力とは発展途上国との経済開発を促進、援助するための先進工業諸国政府による活動であり、当然商業ベースの、あるいは利潤を目的とした経済活動とは区別されるべきであり、眞の援助と見なされるのは、後述するように政府開発援助のみであると言えるのである。富める国の積極的な経済援助政策は、究極的には、より平和な世界社会と健全なる国際経済関係をもたらす為の投資であることを十分に理解し、問題の緊急性に鑑みて、本稿では、自由世界第一位の経済大国に到達した我が国の政府開発援助の歴史、現状および問題点等について研究を試みる以第である。

二 政府開発援助の歴史

経済援助政策は、南北問題という用語が使用される以前に於いて、既に西側先進国、特にアメリカに於いて開始されていた。それは今を去る三五年も前のことと、一九四九年一月十日にアメリカ大統領トルーマンが、有名な「ポイ

ント・フォア計画」を宣したことに始まると言われる。⁽⁷⁾

強大な工業生産力を背景に世界の主導権を握ったアメリカは、当時はマーシャル・プラン (Marshall Plan) による歐州復興開発援助計画に主力を注いでいたが、この時に対外政策の第四番目に発展途上国援助を取りあげていたのであり、以後積極的な経済援助を実施していくのである。アメリカでは、一九五七年に発展途上国への長期で低利の融資を行う為のDLF (Development Loan Fund 開発借款基金) を創設したのを手始めに、一九六一年には、ケネディ大統領の「開発のIO世」「進歩のための同盟」構想に基づいて、従来の援助機関であったICA (International Cooperation Administration 國際協力廳 一九五五年設置) やDLEなどの業務をAID (Agency for International Development 國際開発庁) に一括して、発展途上国への体系的な援助政策を遂行するようになつたのである。それにアメリカは、他の先進諸国に対しても援助の肩代わりを要請するようになり、その具体的な成果が、一九六一年のOECD (Organisation for Economic Cooperation and Development 経済協力開発機構) の下部機関であるDAC (Development Assistance Committee 開発援助委員会) となつて現われ、このDACがその後の先進工業国への援助政策を調整し、リードする役目をつとめたのである。また、一九六〇年には、世界銀行より緩和された借款条件で発展途上国の開発計画に融資するためのIDA (International Development Association 國際開発協会・第一世銀) が発足し、さらに地域開発機関として一九五八年にEDF (European Development Fund 欧州開発基金)、一九五九年にIADB (Inter-American Development Bank 米州開発銀行)、一九六六年にADB (Asian Development Bank アジア開発銀⁽⁸⁾) 等々が次々と設立されたのである。

これらの对外援助の動機および目的について、最初は戦争の最も激しかった時期であった為

に、「共産主義封じ込めに貢献したことであつた」や「アメリカ議会は、経済援助が軍事援助法と対になつていな
限り、いかなる形の経済援助措置にも票決を下そうとはしなかつた」で明らかに、軍事的なものが多く、また
ソ連が、一九五三年のスターリン死後、発展途上国に対して積極的なる援助政策を開いたこともその一因となつて
いる。つまりソ連の援助は、絶対額は少ないが、工業発展に必要な資本財をとりわけ国営企業に供与し、借款条件も
通常二・五—三・〇パーセントの金利で、数か年の据置期間後の一二年の年賦償還であり、また現地通貨や一次產品
による返済を認めていた点で、商業ベースで行なわれている西側先進国の借款に比べてはるかに有利であったのであ
る。⁽¹⁰⁾ その為に西側先進国は、東側との対抗上、援助体制を整備しなければならなかつたのである。⁽¹¹⁾ また戦後の南の政
治的独立による挑戦を受けた北が、東西関係の出現という新しい国際環境の中で、南の離反をくい止める自衛策とし
て、つまり、強大な生産力を誇り、その商品のはけ口を求めたアメリカが、戦後の混乱期にあつた西ヨーロッパ諸国
の体制安定化の為に、さらに西ヨーロッパ諸国や日本も加わつて、発展途上国⁽¹²⁾ の経済的困難から生ずる政情不安に対
応して、発展途上国⁽¹³⁾ の資本主義体制からの離脱阻止の為に積極的に援助するようになつたと言えるのである。

以上、アメリカを中心とする経済援助の流れについて述べたが、我が國も後述するように動機こそ異なるものの、
アメリカにさほど大きな遅れをとるものではなかつた。

我が国の戦後の経済援助については、いろいろな見解が見られるが、広義に於いては既に一九五〇年代に始まつた
と言えるようである。それはまず、一九五一年のインドの鉄鉱石の開発を対象にした民間ベース協力に始まつてい
る。当初はアジアを中心に資源開発を目的とする民間直接投資が相次ぎ、一九五三年頃からは、ブラジルを中心とす
る南米地域に対して、繊維産業や製鉄・重電機等の大規模製造業を対象とする投資が活発化していった。⁽¹⁴⁾ このような

海外直接投資と並ぶもう一つの重要な民間ベース協力の形態である輸出信用は、一九五二年のチリ向け機関車輸出に際して、政府が初めて延べ払いによる代金決済を認可し、輸出入銀行がそうした延べ払い輸出に金融の道を開いた時に始まったのである。⁽¹⁵⁾

政府ベースによる経済協力すなわち政府開発援助には、二国間援助と国際機関を通じて実施させる多国間援助とが存在するが、我が国の政府ベースによる資金協力は、一九五〇年代に賠償の形で本格的に開始されたのである。それは一九五四年一一月に調印されたビルマとの賠償協定を皮切りに、フィリピン（一九五六年八月）、インドネシア（一九五八年一月）、ベトナム（一九五九年五月）と順次賠償協定が締結されて賠償金の支払いが行なわれた。このようないいな賠償協定に基づく賠償の支払いに加えて、我が国は、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、ビルマ、韓国、ミクロネシア等に対して、賠償に準ずる無償援助（準賠償）も支払っている。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

また、ビルマとの賠償協定が締結された一九五四年は、我が国がコロンボ・プランに参加した年でもあり、まさに我が国の政府ベース資金協力および技術協力の始まりと言へるのである。⁽¹⁹⁾前述のように、我が国の政府ベースの資金協力は戦後処理としての賠償の形で始まつたが、一九五八年には、政府直接借款（円借款）という新しい形態の資金協力が始まり、⁽²⁰⁾この頃より開発途上国に対する真の資金協力が始まつたと言えるのである。円借款の登場により、我が国の二国間資金協力が軌道に乗り始めた一九五〇年代末から一九六〇年代の初めの時期は、我が国が国際的地位の向上に伴なつて、援助国として積極的に国際機関に参加していくた時期でもあつた。つまり一九六〇年一二月には、国際開発協会（IDA、第二世銀）に参加し、また既にD A Cの前進であるD A G（開発援助グループ）に参加していた我が国は、D A Cの設立（一九六一年）と同時にこれに加盟し、さらに一九六四年の第一回UNC TAD（Uni-

ted Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議) には西側先進国の一員として参加し、以後UNCTADに於いても重要な役割を果たしてきているのである。

一方、国内に於いては、経済協力の本格化に備えて国内体制を整備する為、一九六一年三月には海外経済協力基金が発足し、⁽²²⁾一九六一年六月には海外技術協力事業団（後の国際協力事業団・JICA Japan International Cooperation Agency）が設立された。また民間ベースによる経済協力は、基本的には利潤の追求を目的としている」とか「、その時々の内外の経済環境の影響を直接に受けやすく、従つてその額も、年によつて実に大きな変動を持たらすのが常であるし、民間ベースによる協力は、経済性に重点が置かれていることから、その効率性は確保されやすいが、他方、相手国が非常に貧困で関連産業基盤も貧弱で資源も少ないという状況にある場合には、経済的な見返りを得ることは困難である」ことは難しいという基本的な問題がある。⁽²³⁾こうしたことから、各先進国政府が政策意図をもつて実施する政府開発援助こそが真の援助であるとの認識が深まり、一九七〇年以来は、むしろ政府開発援助の対GNP比〇・七ペーセントが先進国の経済協力の国際目標の中心となつたのである。このような国際的な動きに対し、我が国に於いても政府開発援助が重要であるとの意見が相対的に高まり、一九七〇年九月の国連総会で採択された政府開発援助の対GNP比〇・七ペーセント目標について、一時保留にしたもの⁽²⁴⁾の、一九七一年の第三回UNCTADで、〇・七ペーセントの国際目標を受け入れたのである。

一九六〇年代後半のベトナム戦争の激化、一九七一年の金・ドル交換停止を含むニクソンショック、中国の国連加盟、あるいは一九七三年の第一次石油ショック等々、世界的な激動が続き、南北問題をめぐる議論も、新国際経済秩序（NIEO・New International Economic Order）の樹立調査が採択される等新たな局面を迎える中で、我が国

に対する経済協力の期待はますます高まりを見せ、一九六九年には、賠償・準賠償とは性格を異にする新しい二国間一般無償援助⁽²⁴⁾の登場を見たのである。この無償資金協力は、後述するように相手国に返済義務を課さない質の高い援助として、開発途上国との友好関係を確保する為の有効な政策手段となつていて、この無償資金協力の拡充に伴い、技術協力、無償資金協力、政府直接借款を三本柱とする現在の一国間援助体制が確立されたのである。

一方多国間援助については、我が国は世銀グループに加えて、地域開発銀行に対しても積極的に協力を実施している。一九六六年に、アジアに於ける経済開発融資のための国際機関として設立されたアジア開発銀行（ADB）に対しても、設立準備段階から終始指導的な役割を果たしてきたし、一九七三年にはアフリカ開発基金（AIDF・African Development Fund）、一九七六年には米州開発銀行（IADB）にそれぞれ加盟し、またこの間、我が国は、国連開発計画（UNDP・United Nations Development Program）、一九七〇年代には、我が国の多国間援助の伸びは、Nations Children's Fund)、世界食糧計画（WFP・World Food Program）、国連児童基金（UNICEF・United Nations Children's Fund）等の国連の諸機関の援助活動に対する協力を拡充し、特に世界銀行とIDAが相次いで増資を行つた一九七〇年代には、我が国の多国間援助の伸びは、二国間援助額の伸びの三倍にもなつたのである。⁽²⁵⁾

また我が国は一九七七年五月に初めて長期的目標として、経済援助の「五年間倍増計画」を発表し、これは一九七八年五月に、好調な輸出の伸び等を背景に「三年間倍増計画」に短縮され、一九八〇年には予定通りの目標を達成したし、さらに一九八一年からは、新たに中期目標（一九八一年—一九八五年のODA実績総額を、一九七五年一九八〇年の総額の倍以上にする）を設定して、その達成に向けて政府開発援助の積極的拡充に努力しているのであるが、後述するようにその結果は、はかばかしくないようと思われる。

三 政府開発援助の現状および実績

我が国の経済協力について、特に政府開発援助の歩みについては前述したが、実際の政府開発援助の金額の流れおよび実績はどのように成っているのかを、DAC加盟諸国と比較しながら後述することとする。

	1978	1979	1980	1981	1982
DAC加盟国	712	760	754	897	839
OPEC諸国	83	78	91	85	68
社会主義国	13	19	21	24	24
計	808	857	866	1,006	929

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation 1983,
pp. 51-52. および通産省「経済協力の現状と問題点 1983」
65ページより作成。

OECDのDAC統計によると、一九七八年より一九八二年までの世界主要援助グループ（DAC加盟国、OPEC諸国、社会主義国）による発展途上国への資金の流れは、(1)表に於いて明らかのように、どの年をとっても、その約九割がDAC加盟国からのものである。一九八一年に於いては、その総額は前年より七・七パーセント減少して、九二九億ドルであり、DAC加盟国が八三七億ドルで、その九〇パーセントを占め、OPEC諸国は、六八億ドルで約七パーセント、そして社会主義国に至ってはわずか一四億ドルで二〇パーセント余りに過ぎないのである。言うまでもなく我が国はDAC加盟国の一員であり、前述のようにDAC以外の援助グループは、全体の一割にも満たないような情況にある為に、DAC加盟国について検討することがより適当であると考えられる。

まず、DAC加盟国との経済協力を一九七八一一九八一年の五年間について見る

(2) 表 DAC加盟国の資金の流れの総額 (単位:百万ドル)

	1971年~ 73年平均	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
アメリカ	6,772	16,170	18,808	13,852	26,374	30,159
フランス	2,159	7,929	8,764	11,631	11,469	13,580
日本	3,570	10,703	7,603	6,815	12,231	8,768
西ドイツ	1,517	7,561	7,332	10,633	8,087	6,970
イギリス	1,826	9,338	13,493	12,218	11,865	6,097
イタリア	736	3,243	4,055	4,009	3,714	4,969
イスラエル	240	3,727	5,005	2,705	2,286	3,207
オランダ	590	2,692	2,017	2,366	2,211	2,510
スウェーデン	292	1,338	1,238	2,705	2,286	3,207
カナダ	1,006	2,371	2,282	3,483	4,100	1,529
オーストラリア	457	710	879	883	827	1,225
ノルウェー	72	632	754	866	671	826
デンマーク	158	714	759	799	949	824
ベルギー	410	2,794	2,302	2,896	2,830	664
オーストリア	116	489	252	251	405	255
フィンランド	36	134	180	201	210	205
ニュー・ジーランド	32	84	85	107	92	116
計	19,989	70,629	75,808	75,583	89,737	83,669

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation 1983. pp.230-241 より作成。

(3) 表 DAC加盟国の経済協力総額の推移と形態別構成

(単位:億ドル)

	1980	1981	1982
政府開発援助	273	256	279
その他の政府資金	53	66	74
民間資金	404	555	461
民間営利団体による贈与	24	20	23
計	574	897	837

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation. 1983.
p. 179.

と、(2)表および(3)表の通りである。(2)表のD A C 加盟国から発展途上国に対して流れた資金の総額は、一九七八年が第一次石油ショックにより、一九八二年が世界的な長期的不況により、共に前年より減少ないし、停滞しているのが注目される。国別について見ると、一九八二年に於いては、アメリカが三〇一億ドル余りで全体の約三六パーセントを占めて一位で、次いでフランスが一三五億ドル余りで全体の約一六パーセントを占め、我が国は八七億ドル余りで全体の約一割を占めて三位の援助国となっている。さらに西ドイツ、イギリスを加えた上位五か国で全体の約八割を占めており、D A C 加盟一七か国といえども、限られた数か国によつて資金が流されていることがわかる。

これらの経済協力は、(2)表に於いて明らかのように、政府開発援助とその他の政府資金、民間資金および民間営利団体による増与によつて構成されており、その比率に於いて政府開発援助が増加する傾向にあり、一九八二年に於いては、民間資金が約五五パーセントで政府開発援助は約三三パーセントを占めるに至つている。民間資金の資金移動については、既に別稿に於いて論述し、本稿に於いても前述したように、それが営利を目的としたものであり、真の援助的要素を持つてゐるのが政府開発援助のみであること、加えて政府開発援助は民間資金に対して、内外経済情勢に左右されにくい為、被援助国に於いて、より計画的な利用が可能であり、また供与条件が緩やかなことから、採算性、収益性よりも経済、社会開発効果があり、発展途上国の計画的な経済・社会開発にとって必要不可欠なものであり、経済協力の中核をなすこと等が、特に本稿に於いて政府開発援助問題を論述するゆえんである。

D A C 加盟国の政府開発援助の流れは、(4)表の通りであり、我が国はアメリカ、フランス、西ドイツに次いで四番目に位置し、その金額は約三〇億ドルで全体の約一一パーセントを占めている。政府開発援助はさらに(5)表に於いて明らかなように、二国間援助と多国間すなわち国際機関に対する出資・拠出等に分けられ、さらに二国間援助は、贈

(4) 表 政府開発援助(ODA)の流れ (単位:百万米ドル)

	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
アメリカ	5,663	4,684	7,138	5,782	8,202
フランス	2,705	3,449	4,162	4,177	4,028
日本	2,215	2,685	3,353	3,171	3,023
西ドイツ	2,347	3,393	3,567	3,181	3,163
イギリス	1,465	2,156	1,852	2,191	1,793
イタリア	376	273	683	665	814
イスラエル	173	213	253	237	252
オランダ	1,074	1,471	1,630	1,510	1,474
スウェーデン	783	988	962	920	987
カナダ	1,060	1,056	1,075	1,189	1,197
オーストラリア	588	629	667	650	882
ノルウェー	355	429	486	467	559
デンマーク	388	461	481	403	415
ベルギー	536	1,056	1,075	1,189	1,197
オーストリア	154	131	178	313	354
フィンランド	55	90	110	135	144
ニュー・ジーランド	55	68	72	68	65
計	19,992	22,816	27,264	25,634	27,853

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation, 1983. pp. 230-241 より作成。

(5) 表 我が国の政府開発援助の実績 1960~82年

(単位:百万ドル)

		1960	1965	1970	1975	1980	1981	1982	
政府開発援助	2国間	贈与		82	121	202	702	810	
		無償資金協力		76	100	115	375	432	
		技術協力等		6	22	87	327	378	
		貸付等		114	205	649	1,308	1,450	
計			226	372	850	2,010	2,260	2,367	
国際機関に対する 出資・拠出等			18	87	297	1,343	910	656	
計		105	244	458	1,148	3,353	3,171	3,023	
対国民総生産比 (%)		0.24	0.27	0.23	0.23	0.32	0.28	0.29	

(出所) 通産省『経済協力の現状と問題点 1983』125ページ。

(6) 表 政府ベース資金協力

(単位：百万円)

年 度	~79	80	81	82	計
無 償 協 力	830,566	101,866	113,928	142,804	1,189,164
賠 償	356,552	—	—	—	356,552
準 賠 償	174,609	—	—	—	174,609
一般無償協力	174,366	60,425	69,200	83,654	397,645
文化無償協力	1,105	911	1,107	733	3,856
K R 食糧援助	55,819	11,360	15,409	22,814	105,402
食糧増産援助	42,400	22,750	24,850	29,000	119,000
為替基金拠出	13,416	—	—	—	13,416
債務救済無償協力	12,299	6,420	3,362	6,603	28,684
有 償 協 力	2,699,204	534,719	621,130	572,728	5,427,781
準 賠 償	70,668	—	—	—	70,668
プロジェクト借款	2,344,967	397,181	456,542	476,857	3,675,547
商品借款	830,505	82,550	97,438	75,780	1,086,273
リファイナンス	48,951	—	—	—	48,951
リスクケジュール	172,600	1,268	6,972	2,096	182,996
米 延 払 輸 出	231,453	53,720	60,178	17,995	363,346
計	4,529,770	636,585	735,058	715,532	6,616,945

(出所) 通産省『経済協力の現状・問題点 1983』230ページ。

(7) 表 わが国の政府開発援助の国際機関に対する出資・拠出等

(単位：百万ドル)

		1980年	1981年	1982年
出 国 資 本 機 構 等 に 対 す る	国際機関に対する贈与	261.27	257.56	260.01
	国連諸機関	248.66	242.53	244.62
	その他の国際機関	12.61	15.03	15.39
	国際機関に対する出資	1,088.54	659.19	400.80
	世銀グループ	670	461	153
	その他の国際機関	418	198	248
	国際機関に対する貸付	— 6.88	— 6.26	— 4.81
計		1,342.93	910.49	656.00

(出所) 通産省『経済協力の現状と問題点 1983』137ページ。

与と貸付等からなり、そして贈与は、無償資金協力と技術援助等から形成されているのである。一九六〇年から一九八二年の政府開発援助量について見ると、一九八〇年が最も多くて三三億五三〇〇万ドルを記録し、一九八一年は三一億七一〇〇万ドル、一九八二年は三〇億一三〇〇万ドルへと小額ながら減少しつつある。部門別に見ると、政府開発援助の半分近くを占める二国間貸付等は、一九八二年実績では一五億六二〇〇万ドルで一九六五年の約一一倍、一九七〇年の六・二倍、一九七五年の二・四倍となつていて、そして政府開発援助全体に占める二国間政府開発援助の割合は、七一・三パーセントから七八・三パーセントへと上昇し、中でも二国間貸付等は五一・七パーセントと全体の半分以上を占めるに至っている。さらに我が国の無償協力および有償協力等の政府ベース資金協力は、表(6)のようになっている。

一九八二年末迄の無償協力の贈与約束累計額は、約一兆一八九一億円で、有償協力額は五兆四二一七七億円となつており、有償協力は無償協力の約五倍となつていて、無償協力の中では、賠償や準賠償が一九七〇年代に既に終了しているので、近年は一般無償協力が増大してきている。⁽²⁹⁾また現時点に於いては金額的に少額ではあるが、発展途上国の債務累積の急増により、今後は債務救済無償協力が増大していくものと思われる。尚、後述するようにこれらの無償協力の約六〇パーセントは、東南アジア地域に対して実施されており、有償協力は表(6)に於いて明らかなように、プロジェクト借款と発展途上国の短期的な外貨フロー問題への応急措置（国際收支サポート）として供与されて、商品借款がその大半（約七五パーセント）を占めており、その約八〇パーセント余りが、韓国、フィリピン、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国に向けられている。⁽³⁰⁾

また国際機関に対する出資・拠出等について見ると、(7)表に於いて明らかなように、それは贈与、出資および貸付

(8) 表 DAC加盟国の資金の流れの総額①と政府開発援助②の対GNP比

(単位: %)

	1978年		1979年		1980年		1981年		1982年	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
アメリカ	0.76	0.27	0.79	0.20	0.53	0.27	0.90	0.20	0.99	0.27
アフラン	1.67	0.57	1.53	0.60	1.78	0.64	2.01	0.73	2.51	0.75
日本	1.11	0.23	0.76	0.27	0.66	0.32	1.08	0.28	0.83	0.29
西ドイツ	1.18	3.37	0.96	0.45	1.30	0.44	1.18	0.47	1.06	0.48
イギリス	2.93	0.46	3.25	0.52	2.32	0.35	2.34	0.43	1.27	0.37
アイスラ	1.24	0.14	1.25	0.08	1.01	0.17	1.06	0.19	1.44	0.24
オランダ	4.24	0.20	5.05	0.21	2.56	0.24	2.34	0.24	3.22	0.25
スウェーデン	2.06	0.82	1.34	0.98	1.49	1.03	1.59	1.08	1.84	1.08
カナダ	1.17	0.52	1.03	0.48	1.40	0.43	1.48	0.43	0.54	0.42
オーストラリア	0.66	0.55	0.74	0.53	0.64	0.48	0.52	0.41	0.79	0.57
ノルウェー	1.60	0.90	1.64	0.93	1.51	0.85	1.18	0.82	1.47	0.99
デンマーク	1.38	0.75	1.27	0.77	1.24	0.74	1.71	0.73	1.53	0.77
ベルギー	2.85	0.55	2.04	0.57	2.46	0.50	2.93	0.59	0.79	0.60
オーストリア	0.84	0.27	0.37	0.19	0.33	0.23	0.62	0.48	0.38	0.53
フィンランド	0.40	0.16	0.44	0.22	0.41	0.22	0.44	0.28	0.43	0.30
ニュー・ジーランド	2.52	0.34	0.43	0.33	0.48	0.33	0.39	0.29	0.49	0.28
DAC平均	1.24	0.35	1.17	0.35	1.05	0.38	1.23	0.35	1.15	0.38

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation. 1683, pp. 230-241 より作成。

に分けられ、これらは、国際的な増資交渉に基づいて、我が国に割り当てられた金額を払い込むものであり、年により増減が生じることはあるが、一九八一年は一九八〇年の約半額の六億五六〇〇万ドルに留まっており、今後の増額が望まれるところである。

前述のように、発展途上国への資本の流れ、すなわち経済援助の目標を、国民総生産(GNP)の一パーセントとすべきであるとの合意は、既に一九六四年の第一回UNCTADに於いて合意を見ており、一九六八年の第二回UNCTADに於いてはその援助額の対象を、国民総生産から国民所得に変えるよう修正されたのであるが、DAC加盟国の

四 政府開発援助の問題点

最近五か年の対比は表(8)のようになつてている。

(9) 表 日本のD A Cの平均条件

	1978年		1979年		1980年		1981年		1982年	
	日本	DAC 平均								
1. 政府開発援助の平均条件										
グラント・エレメント (%)	75.0	89.9	77.7	90.8	74.3	89.9	75.3	89.6	74.2	90.4
贈与比率 (%)	48.1	73.8	50.0	76.3	40.0	75.2	43.6	75.2	39.7	76.9
2. 借款の平均条件										
グラント・エレメント (%)	51.4	61.5	54.6	61.0	56.1	59.2	56.4	58.2	57.2	58.3
金利 (%)	3.3	2.6	3.1	2.6	3.0	2.8	2.8	2.6	2.9	2.8
償還期間 (年)	26.2	32.6	27.7	31.2	28.2	29.8	26.5	29.1	27.9	29.8
据置期間 (年)	8.5	8.9	9.1	8.5	9.4	8.8	8.8	8.2	9.2	8.5

(出所) OECD's DAC, Development Co-operation, 1983. p. 195. 海外経済協力基金編『海外経済協力便覧』1084, 143ページ。通産省『経済協力の現状と問題点』p. 148より作成。

D A C平均を見ると、一九七八年から一九八二年まで毎年G N P比一パーセントの目標は達成されているが、我が国は、一九七八年と一九八一年を除いては達成されておらず、五か年の平均では、○・八八(D A C平均は一・一七)で、D A C加盟国の低位に位置しており、一九八二年に於いては、D A C平均の一・一五を大きく下まわった○・八三で一位に留まっており、世界第二位の経済大国としては誠に貧弱であると言わざるを得ない状態である。また政府開発援助については、前述のように、対G N P比○・七ペーセントの国際目標を受け入れたのであるが、表(8)に於いて明らかなように、それは経済協力の総額に対するよりもさらに貧弱で、より以上の努力が要求される。つまり、D A C加盟国の政府開発援助の対比は、一九八〇年と一九八一年の○・三八が最高であり、他の年は○・三五以下に終つており、国際目標の○・七ペーセントにはほど遠い状況にある。特に我が国は、五か年平均が○・二七となっており、D A C平均を大きく下まわり、一九八二年に於いては○・二九で、それはD A C加盟一七か国中の一三番目で、国際目標の達成にははるかにほど遠くて、かなりの努力が要求される。また我が国の政府開発援助が、どのような条件でもつ

(10) 表 わが国の有賃協力

(83年12月末現在) (単位:万円)

地域	種類	準賠償	プロジェクト	商品	債務救済	食糧	計
東	アジア	70,668	2,486,284	390,770	54,133	287,989	3,289,844
南	アジア	—	743,659	635,603	146,987	57,358	1,583,607
中	東	—	176,615	—	—	—	176,615
アフリカ(サハラ以北)		—	292,450	46,580	—	—	339,030
アフリカ(サハラ以南)		—	231,317	20,000	4,434	34,952	290,703
中	米	—	83,724	2,100	1,472	—	87,296
南	米	—	168,347	2,700	26,004	1,030	198,081
大	洋州	—	8,622	—	—	—	8,622
ヨー	ロツバ	—	36,832	33,740	7,565	—	78,137
計		70,668	4,227,850	1,131,493	240,595	381,329	6,051,935

(出所) 通産省「経済協力の現状と問題点 1985」239 ページ。

(11) 表 わが国の無償協力

(83年12月末現在) (単位:百万円)

地 域	一 般	文 化	K R 食糧	食糧増産	債務救済	計
東 ア ジ ア	161,688	2,427	26,187	37,800	470	228,572
南 ア ジ ア	143,617	909	31,377	64,200	24,662	264,765
中 東	3,050	151	1,772	1,500	112	6,585
アフリカ(サハラ以北)	16,988	267	439	3,100	130	20,924
アフリカ(サハラ以南)	93,436	557	26,991	18,300	3,443	142,727
中 米	6,487	303	260	3,000	—	10,050
南 米	28,271	508	—	4,650	—	33,429
大 洋 州	13,360	214	134	700	—	14,408
国 際 機 関	—	—	35,914	—	—	35,914
計	466,897	5,336	123,074	133,250	28,817	757,374

(出所) 通産省「経済協力の現状と問題点」1983-235 ページ。

て実施されているかについて
いてみると、それは(9)表
のようになり、グラント、
エレメントに於いてはも
ちろん、贈与比率に於い
ても非常に低く、また借
款に於いても金利が高く
て、償還期間は短かく、
しかも据置期間は短かい
こと、がわかり、全てに於
いてD A C平均に達せ
ず、かなり条件の悪いこ
とがわかる。つまり我が
国の政府開発援助は、据
置期間がかなり延びて來
ている点を除いては、総
額に於いても、条件に於

いても、全てが貧弱であり、早急にかなりの努力がなされなければ、先進国、発展途上国を問わず、世界中から大きな避難や反発を受けることは間違いないものと思われ、速やかなる対応がせまられるところである。

また(1)表や(2)表に於いて明らかのように、我が国の政府開発援助は、無償・有償を問わず、東南アジアに占める割合が非常に大きく、歴史的あるいは地理的な要因があるとしても、かなり偏重しており、今後はもつとバランスの取れた国際関係を結んでいくことが必要であるようと思われる。

五 政府開発援助の目的および必要性

発展途上国への政府開発援助は何故に必要なのか、その目的は何であるかについて述べるに当り、まず過去にいかなる形態の資金移転が存在したかについて見討する必要が生ずる。

一般的には対外援助は、通商についてのもの、戦略についてのもの、道義についてのもの、の三種類が存在すると言われるが、次のようにいろいろの形態が見られる。それはまず、一九五〇年代の東西冷戦の時代に行なわれた米ソの「中立国」や同盟国に対する援助競争に発する資金供与で、これは大国が自らの政治的影響を強めることを目的とした政治的および戦略的な援助であった。第一に旧植民地の宗主国が植民地の独立後も、自らの責任上、あるいは権益維持の必要上、資金援助を行なうケースがあり、これは戦前の経済ブロック時代からの仕組みの維持で、フランスのフラン圏、イギリスの英連邦諸国への援助などがそれにあたり、近年は多角的援助(EOC援助)に移譲していく傾向にある。第三は、経済取引の増大や経済的利益と結びついて増える援助で、たとえば輸出の増大に伴なう輸出信用や

借款の供与、民間海外投資の増大に伴なう投資金融の自国企業に対する供与などがあり、日本や西ドイツ、イタリアなど、大戦により植民地的権益を手離し、その後に工業化を急速に進めた国には、このような型の資金援助が多く存在したのであり、むしろ援助を発展途上国市場への新たな参入手段として利用したとも言えるようと思われる。第四は、国際的平和維持または人道主義的な動機からなされる援助であり、北欧諸国やオランダなど一部のヨーロッパ諸国の援助にはこのような関心が強いが、これは、グローバルな関心から体制を問わない援助として実施され、人道主義的な関心が強く、最貧困国などに重点的に行なわれ、さらに多国的援助の役割が重視されていることなどの諸点に於いて、米ソの援助とは異なっていると言えるのである。³³⁾また、総合的な安全保障を確保するための国際秩序構築のコストとしての政府開発援助の実施も存在するようと思われる。

前述したように発展途上国は、人口の増大、失業および不完全雇用、都市化と生活環境の悪化、食糧不足、絶対的貧困の存続、国際収支の構造的赤字、債務累積の増大など、多くの難題をかかえているが、商業条件での資金を調達する能力を持つていない為に、資本不足に直面しており、現在では先進国の政府開発援助がその主な資金源となつて³⁴⁾いる状態である。発展途上国への真の援助とみなされるものは商業ベースに基づかない政府開発援助のみであり、その大きな目的は、所得格差や不平等を除去することにあるが、しかしそれは、発展途上国の所得水準を引上げることにあるのではなく、基本的には、長期の自立開発を成し遂げることにおかなければならず、むしろ援助を必要にするのが援助政策の最終目的とも言えるようである。

持てるものが持たざるものに分かつのは明らかに正しいし、“我々は世界”という村に住んでいる“ということや“世界共同体に属している”という認識が必要であり、世界が共同体であるとの観念 자체が開発への国際協力・援助

の最大の理由であるとも言えるのである。また先進国に編在する資本を発展途上国へ援助することや人的資源、物的資源たるを問わず、あらゆる世界資源を可能な限り最大限に利用することは、国際的な協力によつてのみ持たらされるものであり、それは現在、経済的に弱体である国々のみならず、強力かつ富める国をも助けるものである。とりわけ我が国が、積極的な経済援助を必要としているのは、南北間の安定的な望ましい相互依存関係の構築を図り、道義的見地から発展途上国に再分配を行ない、人道的見地から貧困や飢餓に苦しむ人々を救済しようとするとおりであり、さらには、我が国は資源小国ながら、技術導入等により独特の経済発展を成し遂げた経験を有する為、発展途上国からも大きな期待がかけられており、経済援助を通じて発展途上国の経済発展に貢献することが、我が国にとって当然の責務であること、そして貿易立国としての我が国にとっては、自由かつ平和でしかも秩序ある社会を維持していくことが必須の条件であり、平和国家たる我が国が、このような国際社会を構築していくに際しては、経済援助が、中でも政府開発援助が非常に有効な手段となりうるからである。

六 む す び

先進工業諸国の政府開発援助の低迷、中でも我が国の政府開発援助が、量や質に於いてDAC加盟国③7の低位に留まることは前述した通りであるが、一方、過去の援助が、低所得国の困難を軽減する上で、また農村開発、保健、教育の面での進歩を持たらす為の基盤を強化する上で、既に大きな役割を果たしていることは事実である。さらに南への大規模な資金移転が、南北双方の成長に対して大きなインパクトを与え、衰えた世界经济に活を入れる助けとなる③8

し、また南の諸国の所得水準の向上を助けて、友好的・協力的な関係を構築することは、先進工業国自身の生存と繁栄にとって、不可欠の条件である。今後は南北の関係は相互依存関係であるとの認識をさらに強め、不平等と慈善の精神ではなく、むしろパートナーシップと相互利益の精神に立つて対話を深めていくべきもある。

近年、発展途上諸国が先進工業諸国に対しても、発展途上国の経済停滞の理由は一次産品の特化にあるとして、工業化のための資金移転および国際協力を経済協力の大道とする考え方を提出し、さらに発展途上諸国は新国際経済秩序の要求と共に、国際関係のさまざまの分野に於ける南北関係の修正を国際協力の主要な目的として要求しつつあるのに対し、諸国OECDは、基本的人間ニーズ(BNN・Basic Human Needs)の援助政策⁽⁴¹⁾の実施について努力することを確認したのであるが、発展途上国では内政干渉で受け入れがたいとして、反発を強めている。⁽⁴²⁾

これらは発展途上国自身について、かつてピアソン委員会⁽⁴³⁾が、「受け入れ国では、輸出拡大の必要性は過少評価され、農業開発は通常無視され、開発は上層部の意思決定の結果であると考えられることがあまりにも多く、開発に民衆の参加が必要不可決であるにもかかわらず、それはしばしば、個人あるいは集団の私腹を肥やすために犠牲にされた」と述べていることからほとんど進展していないことを表わしており、発展途上国自身の努力も強く求められるところである。

我々には今や世界状勢を維持しようとする立場と世界経済の新秩序を提唱する反対の立場の双方を満足させ、かつ対立を解消させうるような経済政策や援助政策はいかにあるべきかという問い合わせに対する回答を迫られており、南北関係を一つの家を建てるために話し会えるような夫婦の関係に一日も早く育てあげることが必要であると言われる中で、多くの会議や対話がなされたが、一九八二年一〇月に、相互依存のメカニズムによる世界経済活性化をはかる

以外に有効な方法が見い出せないと判断の基に、我が国で開かれた第四回南北円卓会議 (NSRT・North South Round Table) は非常に注目された会議であった。その会議の中に於いて、「南北両世界ともに”主権国家”という概念の枠の中で問題を考えているのが現状であるが、”世界”という観点からすれば、”主権国家”を超越して、”世界”という立場から逆に国民経済のあり方を模索するといふことが可能になるはずである⁽⁴⁷⁾」との意見や「今や我々は、南北問題の対立の問題として解決を求める時間的余裕がほとんど残されていないのであり、おそらく”主権國家”という地図で地球を考えることすらできなくなるであろうし、国家間の経済的相互依存という観念すら陳腐なものとなり、”人類共生き”の世界にならざるをえないだろう⁽⁴⁸⁾」との主張からも明らかのように、地球上には西暦二〇〇〇年に、六〇億以上の人々がひしめき合い、中でも発展途上国の人々が五〇億人にも達することを考えると、現状は一般に理解されているよりよほど深刻で、危機的状況にあるように思われる。しかし危機のみを訴えても問題の解決にはなりえないのであり、過去の反省に基づき一層の努力が要求されるところである。

過去の我が国の経済援助は、「日本が与えている一国間借款の八〇ペーセント以上は資材や役務を日本から購入するようひもをつけていて返済の条件はきわめてきびしい⁽⁴⁹⁾」と言われ、さらに、「援助である限り援助の供与国は、完全に無私無欲でなければならず、かりにも自分の利益につながるようなものは排除すべきであるとの考え方採つていない⁽⁵⁰⁾」と言われているように、ほとんど利潤原則に沿つたものに偏りがちであり、今日でも前述のように公的ベイスの援助の大半が、輸出信用、直接投資金融に当たられ、反面、技術援助や無償資金援助の資金供与額に占める割合がきわめて貧弱であることや、一国間政府開発援助の配分では、プロジェクト援助が大半であり、教育、保健、社会的インフラストラクチャおよび福祉などのBHN関連援助はきわめて低い状態にあることを卒直に反省しなければ

ならない。また我が国は、発展途上国との貿易等の割合が他の先進国と比べて極めて高く、それは、全輸入額の六二・一パーセント、全輸出額の四八・九パーセントを占めており、資源エネルギーに至っては八八パーセントを依存している状態であり、まさに発展途上国は、我が国にとって必要欠くべからざるパートナーとして、その質・量の両面に於いて極めて高い重要性をもつてゐるのである。したがつて我が国にとって、発展途上国の安定的な発展は不可欠のものと考えていかなければならず、言わば我が国の存立基盤の一つもと言へるのである。

以上のように我が国は、発展途上国に対する依存度が大きい為、南北問題が深刻化した場合、最も大きな悪影響を受けることを十分認識して、近視的な経済的国家の観点からではなく、南北問題の調整を可能にするような機能をも含んだ、新しい世界経済秩序形成の為の援助・協力体制を樹立すると共に、世界の平和と繁栄に貢献し、このような貢献を通じて自らの平和と繁栄を確立しなければならないのである。そこでとにかく対立がちな南北問題に対しても、当面、南北の相互依存関係の好循環メカニズムを回復するための措置の実施に重点を置くべきであり、また、発展途上国の開発水準と固有の地理的・文化的・民族的特質等の事情をも勘案して、国ごとの開発ニーズ、経済協力ニーズを把握し、経済協力に関する各国情の中・長期的な基本方向を定めるべきでもある。実際の援助に当つては、過去に実施した経済協力案件についての評価分析を十分に行つた上で、拡大再生産に結びつくプロジェクトや人的能力を高める“人造り”に重点を置き、発展途上国の中・長期的発展の土台となる援助活用能力の整備を推進することが重要であり、先進国の政府開発援助の平均水準の拡大および拡充に努めることはもちろん、有償資金協力、無償資金協力、技術協力等を有機的に連携させ、政府開発援助の有機的関連性を確保すると共に、民間活力をも活用し、総合的な経済協力を推進することが必要であり、従来必ずしも十分ではなかつた経済協力に携わる人材の育成・活用に努め^{⑥1}。

ることも必要である。また、国際機関援助のあり方についても見直す必要があり、先細り傾向にある国際機関への資金協力の改善を図つていかなければすらす、さらに世界を一つの市場として、利潤を追求している多国籍企業に対して、経済協力税なる税金を徴収して、それを国際機関等で一括して発展途上諸国に振り向けることも、我が国が率先して検討する必要があるようと思われる。

我が国は、人道的配慮や世界経済活性化の観点からも、経済協力が、中でも政府開発援助が我が国の実施しうる最も重要な貢献の一つであり、前述したように、我が国にとつても有意義かつ必要欠くべからざるものであることを十分認識して、これまで以上に発展途上国に目を向けると共に、政府開発援助の質や量の充実のために一層の努力をしていく必要がある。今や我が国の経済力は、世界第一位でしかも世界経済の約一割を占めるに至つており、我が国に対しても寄せられる期待は、南北を問わず非常に大きなものとなつており、このような期待に応え、また国際的責務からも、今後とも、政府開発援助の一層の拡充を通じて、進んで“南北の架け橋”⁽⁵²⁾となり、国際経済協力のリーダーシップを取るべきであると思われる昨今である。

注

- ① 森田桐郎著『南北問題』（日本評論社・昭和五六年）1ページ。
- ② 通商産業省『経済協力の現状と問題点』（通商産業調査会・一九八三年）二四二ページ。
- ③ International Bank for Reconstruction and Development, World Development Report 1983, p. 125.
- ④ IBIDI, North-South: A programme for Survival, 1980, 緑治樹監訳『ハル・ノース・サウス=生存のための戦略』（日本経済新聞社・昭和五七年）四五—四六ページ。
- ⑤ 大来佐武郎編『南北問題』（中央公論社・昭和五九年）三三八ページ。
- ⑥ 『同書』三三八ページ。

- ⑦ 城島国弘・テオドール・ダムス編『経済開発と援助政策』(東洋経済新報社・昭和五四年)一一ページ。
- ⑧ 行沢健三著『世界貿易論』(筑摩書房・一九七六年)七一一九五ページ参照。
- ⑨ 本多健吉編『南北問題の現代的構造』(日本評論社・一九八三年)四九一五〇ページ。
- ⑩ John D. Montgomery, *The Politics of Foreign Aid*, 1962, pp. 198—199.
- ⑪ チボーム・メンデ著、加藤行立・友田錫訳『豊かな世界・貧しい世界』(サイマル出版会・一九七四年)五〇ページ。
- ⑫ 小野一一郎・吉信肅編『南北問題入門』(有斐閣・昭和五七年)一九八一一〇〇ページ。
- ⑬ 本多健吉編『前掲書』四九ページ。
- ⑭ 渡辺美智雄編『国際協力ハンドブック』(国際協力研究会・一九八三年)一一ページ。
- ⑮ 「同書」一一ページ。
- ⑯ 「同書」一三ページ。
- ⑰ 「同書」一三ページ。
- ⑱ 「同書」一三ページ。
- ⑲ 「同書」一四ページ。
- ⑳ わが国最初の円借款供与先は一九五八年のインドであり、総額五〇〇〇万ドルであった。それ以来、一九五九年のパラグアイ、一九六〇年の南ベトナム、一九六一年のパキスタン、一九六二年のブラジル等へ相次いで供与された。『国際協力ハンドブック』一五ページ。
- ㉑ 「同書」一八ページ。
- ㉒ 外務省経済協力局経済協力研究会編『経済協力の理念』(財団法人国際協力推進協会・昭和五六六年)一ページ。
- ㉓ 渡辺美智雄編『前掲書』一六一一七ページ。
- ㉔ 我が国の無償資金協力としては、この一般無償援助の他、一九六七年にGATTケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として成立した国際穀物協定の食糧援助規約に基づいて、一九六八年から食糧援助が開始されており、さらに一九七四年には水産無償、一九七五年には文化無償、一九七六年には緊急災害援助、一九七七年には食糧増産援助がそれぞれ開始され、無償資金協力制度が大幅に拡大されたのである。『同書』一七ページ。

②5)『正報』一七一—ハページ。

②6)通商産業省『前掲書』一一三ページ。

②7)OECD's Development Assistance Committee, Development Co-operation, pp. 50—53.

②8)「多国籍企業の展開と基本課題」(國士館大學政経学系誌)一四・昭和四九年)参照。

②9)拙稿『發展途上國の累積債務問題』(國士館大學政經論叢)一四・昭和五七年)参照。

③0)通商産業省『前掲書』一一三五ページ。

③1)グラント・ヘルメンを求める式は次のようになる。

$$GE(\%) = 100 \times \left(1 - \frac{r/a}{d} \right) \left[\frac{1}{1 - \frac{(1+d)_a G}{d(aM - aG)}} \right]$$

ただし、 G =グラント・ヘルメン、 r =金利(年間)、 a =年間支払回数、 d =割引率、 G =据置期間(DACの定義では、融資承諾日より元本の第一回返済日までの期間から1返済期間一年賦償還の場合)1年、半年賦償還の場合〇・五年を差引いた期間)、 M =償還期間、海外経済協力基金編『海外経済協力便覧』(国際開発ジャーナル社・昭和五九年)ハ一九ページ参照。

③2)チボール・メンテ著、加藤行立・友田録訳『前掲書』ハページ。

③3)内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編『対外経済政策の基本』(大蔵省印刷局・昭和五五年)二九五一—一九六ページ。

③4)外務省経済協力編『前掲書』二ページ。

③5)IBRD, op. cit., p. 125.

③6)城島国弘・テオドール・ダムス編『前掲書』九四ページ。

③7)外務省経済協力編『前掲書』一七ページ。

③8)相互依存関係とは、国境を越えて、ヒト、モノ、カネ、情報・技術等が動くことにより、お互いの国家の政府、国民の日本との意識や行動が変質し、これらの動きを断ち切るには、双方の社会が非常に大きな苦痛とコストを受けるような抜き差しな

らない関係になる」とある。舟橋洋一著『経済安全保障論』(東洋経済新報社・一九七八年)五ページ。

③⁹ IBIDI, op. cit., 森治樹監訳『前掲書』二八九ページ。

⑩ ④⁰ 『同書』五〇ページ。

⑪ 援助の主要対象を衣食住、農業、栄養、人口、衛生、教育など、大衆の基本的ニーズ関連部門に於いて、特に貧困大衆の生活向上に資金援助を行なうことを目的とするものである。

⑫ 発展途上国では、BHN問題はもともと一九七三年アルジエで開かれた第四回非同盟諸国首脳会議で、南側から提出されたものであるにもかかわらず、BHN援助は内政干渉的なもので、非生産財部門に援助を集中し、南北格差を維持する“有害で許しがたい試み”であると非難し、一九七九年二月の七七か国グループの「アルーシア宣言」では、やはり途上国側にとって受け入れがたい援助形態であると述べている。内閣官房内閣審議室分室編『前掲書』二九六一一九七ページ。

⑬ 世界銀行総裁ロバート・S・マクナマラ氏の招請に答えて、カナダの元首相レスター・B・ピアソンおよび七名の国際的な著名人は、一〇年にわたる開発援助実験の理念と歴史を概観し、将来にわたる勧告をおこなうことを承諾した。この結果、「開発に於けるパートナー」と題する国際開発委員会の報告書(ピアソン報告)が一九六九年に発表されたのである。チボーラ・メンデ著、『前掲書』七四ページ。

⑭ CID, Partners in Development, Report of the Commissions on International Development, 1969, p. 5. 大来佐武郎監訳『ピアソン委員会報告—開発と援助の構想』(日本経済新聞社・昭和五六年)二二一ページ。

⑮ 城島国弘・テオドール・ダムス編『前掲書』二二二ページ。

⑯ 大来佐武郎編『前掲書』一八五ページ。

⑰ 『同書』二六六ページ。

⑱ 『同書』三八ページ。

⑲ チボーラ・メンデ著、加藤行立・友田錫訳『前掲書』一八〇ページ。

⑳ ⑤⁰ 外務省経済協力局『前掲書』三ページ。

㉑ 通商産業省『前掲書』(一九八三年版)一九八ページ。

㉒ 『同書』一九六一九八ページ。